

【勤務地：東京都新宿区】

任期付職員の採用について（２）

内閣官房では、任期付職員を次のとおり募集いたします。

<u>職 種</u>	任期付職員
<u>採用期間</u>	令和６年９月１日から令和８年８月３１日までの２年間 または 令和６年１０月１日から令和８年９月３０日までの２年間 （両期間とも職務の状況によっては任期更新もあり得る）
<u>採用人数</u>	若干名
<u>資 格</u>	人工衛星の管制システム・無線局設備等に関する専門的知識または人工衛星が取得した各種データの受信やその処理を行う電子処理設備等に関する専門的知識を有し、それぞれにおける業務経験（４年程度もしくはそれと同等と認められる期間）を有する者。 ※次のいずれかに該当する者は受験できません。 （１）日本の国籍を有しない者 （２）国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受けその処分の日から２年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 （３）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
<u>職務内容</u>	人工衛星の管制、人工衛星が取得したデータの受信・画像処理に係わる業務（一部の業務について交替制による夜間勤務あり）
<u>就業場所</u>	東京都新宿区に配属予定
<u>待 遇 等</u>	採用後は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成１２年法律第１２５号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。 給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関す

応募要領

る法律（昭和25年法律第95号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。

次の書類を郵送またはメールにてご送付下さい。

なお、応募書類は返却いたしません。また応募書類に記載された個人情報、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。

- 1 履歴書（市販の用紙で可）※要顔写真貼付（カラー）
- 2 志望動機をまとめたもの（A4横書）
- 3 これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4横書）

※ 上記3について専門知識・経験に関する資料（論文、学会誌等への寄稿文など）があれば併せてご提出ください。

※ 無線従事者の資格をお持ちの方は、資格を証明するものの写しを併せてご提出ください。

<郵送時の宛先場合>

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町9-13

内閣官房 内閣情報調査室 内閣衛星情報センター
管理部総務課 任期付職員 採用担当（2）

<電子メールによる送付の場合>

電子ファイルで送付する場合は、[リンク先のメールフォーム](#)に必要事項を入力後、送信していただければ、採用担当より電子メールにて送信先を連絡させていただきます。

送信先の電子メールの件名に「任期付職員応募書類提出」と記載の上、応募書類データをPDFファイルにてご送付下さい。

<お問い合わせ先>

任期付採用担当

電話：03-3267-9564

募集期限

令和6年7月19（金）着

※ ただし、募集期限前に受付を終了する場合があります。

試 験

書類選考後、合格者に対し面接試験を行い、可否を決定します。

書類選考合格者には、面接試験の日時等を連絡いたします。